

子育てのための施設等利用給付認定申請書類のチェックシート

1 申請に必要な書類について

確認後、□に✓をしてください。

確認事項	確認済
子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号認定）の必要事項を記入した。	☐
保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書・診断書等）を同封した。 ※保護者全員分の書類が必要となります。詳しくはご案内の「5 保育を必要とする事由を証明する書類」をご確認ください。 ※単身赴任等で配偶者と別住所となっている場合や、婚姻届を提出せずに同居し生活を共にしている場合も、それぞれが「保護者」に該当します。	☐
申請者は、申請児童の扶養義務者である。 ※扶養義務者が祖父母等である場合は、扶養義務者が申請してください。	☐
郵送の場合、「マイナンバー記入用紙」を同封した。※簡易書留推奨 ※オンライン申請の場合は、マイナンバー記入用紙の提出は不要です。ぴったりサービス（令和8年10月27日以降は「マイナポータル」）にてマイナンバーを提出していただきます。	☐

2 保育を必要とする書類の内容

認定事由に該当する項目を確認後、□に✓をしてください。

(1) 就労・育児休業を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 就労証明書を添付している。	☐	☐
② 契約勤務日数・時間は月12日以上、かつ、1日4時間以上である。 ※上記を満たさない場合は、求職活動認定（認定期間が3か月）となります。	☐	☐
③ 直近3か月の勤務実績が契約勤務日数・時間を満たしている。 ※直近3か月分の就労実績のうち、ひと月も48時間を満たさない場合は、求職活動認定（認定期間が3か月）となります。	☐	☐
【雇用形態が自営業主、または役員・自営業専従者・家族従業者・内職・業務委託で証明者が保護者本人の方】 ④ 直近（申請日の前年度）の確定申告書第一・二表の控え（住所・氏名・収入があることがわかるページ）のコピー、または直近の源泉徴収票のコピー（いずれも提出できない場合は、申請日の前年度4月1日以降に届出または証明された開業届・営業許可証・履歴事項全部証明書のいずれかのコピー）を添付している。	☐	☐
⑤ 申請日前年度4月1日以降に届出または証明された開業届等がない場合は、過去に届出または証明された開業届等とともに、申請日の前月1日以降の収入があることがわかる資料（契約書、請求書、領収書の控え）のコピーを添付している。	☐	☐

※ 育児休業を取得中の場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面「育児休業取得中の場合」を確認し、該当する項目1つに✓をした。 ※記載がない場合は、申請書の再提出を求める場合があります。	☐	☐

(2) 妊娠・出産を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
母子健康手帳の分娩予定日の記載ページ（練馬区の場合P4）のコピーを添付している。	☒	☐

(3) 疾病・負傷・障害を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 診断書・障害者手帳のコピーを添付している。	☐	☐
② 診断書は、疾病等により家庭で保育ができない旨および療養（見込）期間が記載されている。	☐	☐

→裏面あり

(4) 介護・看護を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
介護・看護状況申告書を添付している。	☐	☐
被介護・看護者の介護保険被保険者証・診断書等のコピーを添付している。	☐	☐

(5) 求職活動を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面「求職活動要件を希望する場合」を確認し、自筆で署名した。 ※記載がない場合は、申請書の再提出を求める場合があります。	☐	☐

(6) 就学を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 就学先は、学校教育法に定める学校またはハローワーク等の公的機関があっせんをする職業訓練学校に該当する。	☐	☐
② 就学状況申告書を添付している。	☐	☐
③ ②の就学状況申告書が学校等で証明できない場合は、下記の書類2点を添付している。 ・在学期間がわかる在学証明書または学生証、合格通知書等のコピー ・月の就学日数・時間がわかる時間割（受講カリキュラム）のコピー	☐	☐
④ 就学日数・時間は月12日以上、かつ、1日4時間以上である。 ※上記を満たさない場合は、求職活動認定（認定期間が3か月）となります。	☐	☐

3 第3号認定を申請する場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 申請児童は、0歳児から2歳児クラス、または幼稚園の満3歳児クラス（3歳の誕生日の前日まで）に在籍している。	☐	
② 世帯全員の住民税が非課税である。	☐	
③ （マイナンバー記入用紙の提出が難しい場合）該当年度の住民税非課税証明書等のコピーを添付している。※該当年度の考え方については、ご案内の「4 提出書類⑤」をご確認ください。	☐	☐

4 ひとり親に該当する場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 子育てのための施設等利用給付認定申請書の裏面「ひとり親に該当する場合」を確認し、該当する項目1つに☑をした。 ※記載がない場合は、申請書の再提出を求める場合があります。	☐	
② 元配偶者・パートナーと別世帯かつ別住所となっている。 ※別世帯かつ別住所となっていない場合、ひとり親として認定することはできません。	☐	
③ 【離婚・死別・未婚の場合】 保護者の戸籍謄本、離婚届受理証明書、児童扶養手当証書*、ひとり親医療証（ <u>親</u> 医療証）*等のうち、いずれか1点のコピーを添付している。 *有効期間内のもの	☐	
④ 【離婚調停中、離婚裁判中の場合】 離婚調停、離婚裁判関係書類のコピーを添付している。	☐	
⑤ 【離婚協議中の場合】 弁護士が発行した離婚協議中であることを証明する書類（契約書等）のコピーを添付している。	☐	